

# 子どもの権利基本法の制定を！

子どもの権利条約を国内で効果的に実施するために、子どもに関する包括的法律が必要です。

## ●子どもの権利条約を効果的に実施する必要があります

日本は、1994年に子どもの権利条約を批准していますが、子どもを一人の尊厳ある権利主体として尊重することが社会全体の共通認識となっておらず、子どもの権利主体性を踏まえた対策が講じられていません。

## ●国内法で、子どもが権利の主体であることが明記されなければなりません

日本には、少年法、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、教育基本法及び学校教育法を中心に、既に子どもに関する法律が多く運用されてきましたが、児童福祉法第1条以外で、子どもが権利の主体であることが明記されていません。

## ●子どもの施策に関する総合調整機関及び子どもの権利擁護委員会の設立が必須です

国連子どもの権利委員会は日本に対し、再三にわたり子どもの権利の総合調整機関及び子どもの権利擁護のための機関の設立を勧告してきましたが、実現されていません。

子どもの権利基本法には、こんな役割があります！

## ●条約の効果的な国内実施法

## ●子どもに関する国内法令の整備の促進

## ●国・地方公共団体の施策の策定、組織の整備のための根拠法

## ●子どもの権利救済制度の創設のための根拠法

## ●国・地方公共団体と子どもに関わるNGOとの連携、協働の促進

## 子どもの権利基本法案

この法律は、子どもの権利条約を我が国において実施することにより、子どもの権利の保障を促進することを目的とする。（基本法案第1条）

### 子どもの権利（基本法案第1章）

4つの一般原則（差別の禁止、子どもの最善の利益の考慮、生命・生存・発達の保障、子どもの意見の尊重）、人格権、暴力の禁止等

### 国・公共団体の責務（基本法案第2章）

子どもの権利保障に関する施策の実施、予算配分、啓発・教育、国連子どもの権利委員会の勧告の尊重等

### 基本計画の策定（基本法案第3章）

子どもの権利に関する基本計画の策定と定期的な見直し、基本計画への子どもの意見の反映等

### 子どもの施策に関する 総合調整機関 （基本法案第4章）

- ・子どもに関する教育、福祉等の各分野における施策を統一的、継続的かつ重層的に実施
- ・子どもに関するあらゆる統計資料を収集及び整備するとともに、子どもの現状について調査・研究 等

### 子どもの権利擁護委員会（基本法案第5章）

- ・子どもの権利に関する施策・制度の改善、法改正・立法に関する調査・研究
- ・国連子どもの権利委員会の総括所見の実施についての意見
- ・子どもの権利侵害の相談への助言・支援、調査、調整勧告、提案、意見の表明
- ・子どもの権利の普及・啓発
- ・子どもの権利状況についての報告書の公表 等

※総合調整機関、権利擁護委員会ともに内閣府の外局を想定（内閣府設置法49条3項）